

2020年5月13日

投資信託取引口座を
ご利用のお客さま各位

株式会社 岩手銀行

投資信託取引に係る約款の一部改正に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、少額投資非課税制度（NISA）関連法令の改正に対応して、投資信託取引に関する約款を下記のとおり改正いたしますので、お知らせ申し上げます。

なお、改正後の約款は、改正前からお取引をいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改正する約款

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款・・・・・・・・（別紙）

2. 改正する条項

第11条の2第2項

3. 改正内容

お客さまが、NISA口座の勘定変更（一般NISA⇒つみたてNISA、または、つみたてNISA⇒一般NISA）を当年内に行う場合、従来、9月30日までとしていた書類提出期限を、11月30日に延長いたします。

4. 改正日

2020年6月15日

以上

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

第1条 (約款の趣旨)

- この約款は、お客さま(第2条第7項に規定する個人のお客さまに限り)が、租税特別措置法(以下「法」といいます。)第9条の8に規定する非課税口座(法第37条の14第5項第1号に定める口座をいいます。以下同じ。)内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下「特例」といいます。)の適用を受けるため、株式会社岩手銀行(以下「当行」といいます。)に開設する非課税口座に係る「非課税上場株式等管理契約」(法第37条の14第5項第2号に定める契約をいいます。以下同じ。)および「非課税累積投資契約」(法第37条の14第5項第4号に定める契約をいいます。以下同じ。)に関する事項および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- お客さまが当行で、この約款に基づき「非課税累積投資契約」を締結されるには、別途、当行との間で「自動けいぞく(累積)投資約款」、「投資信託定額購入サービス取扱規定」および「いわぎんインターネット投資信託サービス(付随する契約を含む。)」に基づく契約をあらかじめまたは同時にしていただく必要があります。ただし、「いわぎんインターネット投資信託サービス(付随する契約を含む。)」のご契約について当行が不要と判断した場合は、この限りではありません。
- お客さまと当行の間における非課税口座に係る「非課税上場株式等管理契約および非課税累積投資契約」の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、当行が制定している投資信託に関する各種規定または約款の定めによるものとします。この約款と、当行が別に定める契約条項その他規定との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。

第2条 (非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書等の提出)

- お客さまが特例の適用を受けるため、当行に非課税口座を開設する場合には、法第37条の14第5項第1号および同条第6項に規定する「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」に必要事項を記入のうえ、署名し、それに当行が定める所定の書類を添付して、法第37条の14第5項第6号イ(2)(非課税管理勘定に係る期間)およびロ(累積投資勘定に係る期間)に規定する勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に当行に提出してください。
 なお、当行は税務署にお客さまの「非課税適用確認書の交付申請書」に係る申請事項を提供し、別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」(法第37条の14第5項第6号に規定するものをいいます。以下同じ。)を受領し、お客さまから当行に「非課税適用確認書」の提出があったものとして取扱い、当行で保管します。
- 前項にかかわらず、お客さまが、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に「非課税管理勘定」(法第37条の14第5項第3号に定める勘定をいい、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)または「累積投資勘定」(法第37条の14第5項第5号に定める勘定をいい、この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の「非課税口座開設届出書」に、「勘定廃止通知書」(法第37条の14第5項第7号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。
- 前二項にかかわらず、お客さまが、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の「非課税口座開設届出書」に「非課税口座廃止通知書」(法第37条の14第5項第8号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の「非課税管理勘定」または「累積投資勘定」にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受領することができません。
- 前三項に定める書類を提出する際は、お客さまには、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第21項において準用する租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および当行が定める所定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する「個人番号」をいいます。以下同じ。)なお、お客さまが租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
- 第1項の「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」が勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該年中に提出され、当行が当該年の12月31日までに税務署より「非課税適用確認書」を受領した場合には、提出された日の属する年の翌年1月1日に非課税口座が開設されます。「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」が、各勘定設定期間の開始日の前年中に提出されたものの、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した日が当該勘定設定期間の開始日以降である場合、または各勘定設定期間の開始日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に提出された場合には、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した後に非課税口座が開設されます。したがって、「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」が提出された日に非課税口座は開設されません。
- 第2項または第3項の規定により、「勘定廃止通知書」または「非課税口座廃止通知書」(以下、併せて「廃止通知書」といいます。以下同じ。)の提出を受けた場合、当行は税務署にお客さまの「廃止通知書」に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行がお客さまから「廃止通知書」を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。
- 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客さまに限られます。

第2条の2（非課税口座簡易開設届出書等の提出）

- 1 前条第5項の規定にかかわらず、お客さまが「非課税口座簡易開設届出書」（法第37条の14第5項第1号に定める届出書をいい、以下「簡易開設届出書」といいます。）に必要事項を記入のうえ、署名し、それに当行が定める所定の書類を添付して当行に提出したときは、当行がそれらの必要書類（前条第4項に準じた取扱いとします。）を受領した日に非課税口座が開設されます。なお、当行はお客さまから提出を受けた「簡易開設届出書」に記載された届出事項を速やかに税務署に提供します。この際、当行は第5条第1項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」および第6条第1項に規定する「非課税口座廃止届出書」を受領することはできません。
- 2 前項の規定により、税務署に届出事項を提供した結果、「簡易開設届出書」が法第37条の14第14項の規定により受理することができないもの、または、法第37条の14第15項の規定により提出することができないものに該当する場合（非課税口座の重複開設となる場合をいいます。）は、その旨およびその理由をお客さまに通知します。
- 3 前項に該当する場合は、お客さまが「簡易開設届出書」の提出により設定された上場株式等の振替口座簿への記載または記録に係る口座（以下、本条において「無効とされた非課税口座」といいます。）は、当該口座の設定時から非課税口座に該当しないものとして、法37条の14第5項第1号の規定その他所得税に関する法令の規定が適用されます。
- 4 お客さまが第1項の規定を適用して、非課税口座を開設した後に重複開設であることが判明した場合、無効とされた非課税口座において、すでに非課税の適用を受けた配当所得または譲渡所得等がある場合は、遡及して課税されることに異議なく同意していただきます。また、無効とされた非課税口座において、次の各号のいずれかの事由が発生していたときは当該各号に定める取扱いとなります。
 - (1) 第7条第1号①に規定する株式投資信託の普通分配金を受け入れていた場合、当行はお客さまに事前の同意を得ることなく税相当額をお客さまの指定口座から徴収、または、その他の請求方法で税相当額を徴収します。
 - (2) すでに第7条第1号①に規定する株式投資信託を譲渡して譲渡益が発生していた場合、お客さまは非課税とされたものに係る譲渡所得について譲渡した年の所得として修正申告または期限後申告をすることになります。その際、延滞税が発生していれば、当該延滞税も含め納税が必要になります。

第3条（非課税管理勘定の設定）

- 1 お客さまが特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、「非課税適用確認書」または「廃止通知書」もしくは「簡易開設届出書」に記載の非課税管理勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。
- 2 当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に「廃止通知書」を提出してください。ただし、提出いただく「廃止通知書」が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受け入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該「廃止通知書」を受領することができません。
- 3 すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る非課税管理勘定を当該非課税口座に設けようとする場合には、当該勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」その他当行が定める所定の書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。
- 4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては非課税口座開設の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の2（累積投資勘定の設定）

- 1 お客さまが特例の適用を受けるための累積投資勘定は、「非課税適用確認書」または「廃止通知書」もしくは「簡易開設届出書」に記載の累積投資勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。
- 2 前条第2項の規定は、当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。
- 3 前条第3項の規定は、すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に、準用します。
- 4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては非課税口座開設の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第4条（非課税管理勘定および累積投資勘定における処理）

- 1 「非課税上場株式等管理契約」に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。
- 2 「非課税累積投資契約」に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。

第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止）

- 1 お客さまが当行に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けられようとする場合には、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に「金融商品取引業者等変更届出書」（法第37条の14第18項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。この場合、当該非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受け入れをしているときは、当該「金融商品取引業者等変更届出書」を受領することができません。
- 2 前項に規定される「金融商品取引業者等変更届出書」を受領した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が当行にすでに設けられているときは、当該非課税管理勘定または累積投資勘定は、当該「金融商品取引業者等変更届出書」を受領したときに廃止されます。

- 3 第1項に規定される「金融商品取引業者等変更届出書」を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限り。）においては、第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条第2項および第3条の2第2項の規定による場合は、この限りではありません。
- 4 第1項に規定される「金融商品取引業者等変更届出書」を受理した場合、当行はお客さまに対し、「勘定廃止通知書」を交付します。

第6条（非課税口座廃止届出書の提出）

- 1 お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、「非課税口座廃止届出書」（法第37条の14第21項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。
- 2 前項の「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた上場株式等については、第13条に規定する配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けることはできません。
- 3 第1項に規定される「非課税口座廃止届出書」の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられているとき、10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとされているときは、当行はお客さまに対し、「非課税口座廃止通知書」を交付します。

第7条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客さまの非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。

- (1) 次に掲げる上場株式等で、第3条第4項の規定に基づき当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（①の場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額、②の移管により受け入れる上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（(2)により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもののみを受け入れます。
 - ① 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行で募集の取扱いにより取得した当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの
 - ② 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客さまの非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託（(2)に掲げるものを除きます。）
- (2) 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託
- (3) 施行令第25条の13第12項各号のうち株式投資信託に係るもの

第7条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

- 1 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した非課税累積投資契約（この約款および当行の「自動けいぞく（累積）投資約款」ならびに「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り。）のみを受け入れます。
 - (1) 第3条の2第4項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（その購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの
 - (2) 施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等のうち株式投資信託に係るもの
- 2 お客さまが当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第14項の要件を満たさなくなり、または内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書」が提出されたことで、当行の「自動けいぞく（累積）投資約款」、「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」によりお客さまが取得のお申込みをすることができる株式投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。
- 3 第1項の定めにしたがい累積投資勘定に受け入れることができる株式投資信託の取引に際しては、販売および解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいておりません。

第8条（譲渡の方法）

お客さまは、非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡については、当行への売委託による方法（解約請求）、当行に対して譲渡する方法（買取請求）または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

第9条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座（非課税管理勘定または累積投資勘定）から株式投資信託の全部または一部払出し（振替によるものを含むものとし、第7条第1号②および第2号に規定する移管に係るもの、第7条第3号または第7条の2第1項第2号によるものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該払出しをした株式投資信託に係る法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

第10条（非課税管理勘定終了時の取扱い）

- 1 非課税口座に設けられた非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項または第6条第2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。
- 3 前二項の終了時点で非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとし、
 - (1) お客さまから当行に対して第7条第2号に基づく移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
 - (2) お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
 - (3) 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第10条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）

- 1 非課税口座に設けられた累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項または第6条第2項の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。
- 3 前二項の終了時点で、累積投資勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとし、
 - (1) お客さまから累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第11条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

- 1 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または第2条の2第1項の「簡易開設届出書」（いずれかの届出書の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。
 - (1) 当行がお客さまから施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示または施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
 - (2) 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客さまは除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に株式投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第11条の2（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）

- 1 お客さまが当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。
- 2 お客さまが当行に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の11月30日までに、当行に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります（ただし、当該非課税口座異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座異動届出書を受理することができません。）。

第12条（非課税口座での取引である旨の明示）

- 1 お客さまが当該各年の「非課税管理勘定」または「累積投資勘定」が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に、当行で募集の取扱いまたは累積投資契約に基づき取得する株式投資信託を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る申込みまたは累積投資契約を締結する際に、当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます（特定口座への受け入れは、お客さまが当行に特定口座を開設されている場合に限りです。）。
- 2 非課税累積投資契約においては、受入期間に取得することとなる株式投資信託の取得対価の合計額が、40万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。
- 3 第1項の規定により、当行に対して、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合であっても、第7条に定める「非課税上場株式等管理契約」に基づき、取得対価の合計額が120万円を超える場合または第7条の2に定める「非課税累積投資契約」に基づき、取得対価の合計額が40万円を超える場合は、非課税口座以外の口座（特定口座または一般口座）に受け入れさせていただきます。
- 4 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座に同一銘柄の株式投資信託を保有している場合にあっては、非課税口座で保有している株式投資信託を譲渡するときには、その旨を明示していただく必要があります。

なお、お客さまが当行の非課税口座で保有している株式投資信託を譲渡する場合には、原則として先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第13条（非課税口座内の株式投資信託に係る配当所得および譲渡所得等の非課税等）

- 1 お客さまの非課税口座に設けられた「非課税管理勘定」に受け入れた株式投資信託に係る収益分配金については、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に支払いを受けるもの（当行がその収益分配金の支払事

務の取扱いをするものに限ります。)は、所得税および復興特別所得税ならびに住民税が課されません。

- 2 お客さまの非課税口座に設けられた「非課税管理勘定」に受け入れた株式投資信託を、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税および復興特別所得税ならびに住民税が課されません。
- 3 お客さまの非課税口座に設けられた「累積投資勘定」に受け入れた株式投資信託に係る前二項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」を「当該累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過する日」と読み替えるものとします。
- 4 非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れた株式投資信託の譲渡による収入金額が当該株式投資信託の所得税法第33条第3項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。

第14条 (非課税口座年間取引報告書の送付)

当行は、法第37条の14第30項および施行令第25条の13の7に定めるところにより「非課税口座年間取引報告書」を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。

第15条 (届出事項の変更)

「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の提出後に、当行に届出された氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅滞なく「非課税口座異動届出書」(施行令第25条の13の2に規定するものをいいます。)により当行に届け出るものとします。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまには「個人番号カード」および当行が定める所定の書類を提示いただきます。

第16条 (非課税口座の廃止)

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。

- (1) お客さまが当行に対して、法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- (2) 法第37条の14第27項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14第29項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過日の属する年の12月31日)
- (3) お客さまが当行に対して、法第37条の14第27項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- (4) 非課税口座を開設しているお客さまが、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く) 法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- (5) 施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- (6) やむを得ない事由により、当行が本契約の解除を申出た場合 当行が定める日

第17条 (法令・諸規則等の適用)

この約款に定めのない事項については、税制に関する法令諸規則、金融商品取引に関する法令および日本証券業協会の諸規則、諸慣行の定めるところにより処理するものとします。

第18条 (免責事項)

お客さまが第15条の変更手続きを怠った場合、第2条の2第3項および第4項に該当する場合、その他当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い等に関しお客さまに生じた損害およびお客さまに生じる各種お手続きについては、当行はその責めを負わないものとします。

第19条 (約款の変更)

- 1 この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 2 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の約款の内容並びにその効力発生時期をインターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

第20条 (合意管轄)

この約款に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

附 則

第1条 (勘定変更の際の手続き)

2024年1月1日以後、お客さまが当行に開設した非課税口座(当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限ります。)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

以 上
2020年6月15日
株式会社 岩手銀行